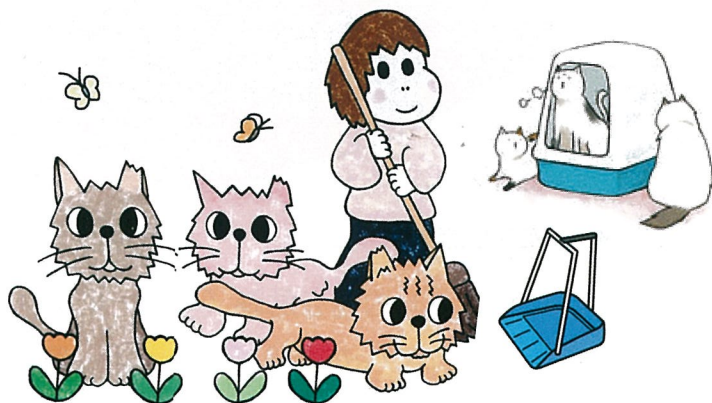


飼い主のいない猫にエサを与えている方は 次のことを守りましょう！！

エサやりだけだと！



管理された地域の猫は！



★猫へのエサやりは 次のことを守りましょう。★

- 1 エサやりの心得
決まった時間に与え、エサやり後の片付けをしましょう。
※野鳥（カラスやハト等）、ねずみ、ハエやゴキブリなどが集まり不衛生になります。
- 2 トイレの設置
地域の理解を得て、「エサやり地域」の中にトイレを設置しましょう。
※近所の人や、フン・尿で迷惑します。
- 3 地域への説明
エサやり・トイレの設置には、住んで居る人の理解を得て、迷惑のかからない場所を選びましょう。
- 4 不妊、去勢の手術の実施
飼い主のいない猫をこれ以上増やさないようにしましょう。
目黒区では、飼い主のいない猫を対象に手術費の助成を行っています。

★目黒区には「ねこの飼育ルール」があります。

飼い主のいない猫を減らすために
～地域の皆様の理解、協力が必要です。～

「最近猫が増えてきた」「猫のフンで困っている」「どこかに連れて行ってもらいたい」

このような相談が多く保健所に寄せられていますが、**動物愛護法**により、原則として**猫を捕獲して処分することはできません。**

飼い主のいない猫を減らし、猫をめぐるトラブルを防ぐには、地域住民が協力して、不妊去勢手術を行い適切な管理をしていくことが大切です。少し時間はかかりますが、必ず、猫は徐々に減りますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

動物の遺棄・虐待は**犯罪**です

動物の愛護及び管理に関する法律で定められています。

★愛護動物を殺傷した場合**5年**以下の懲役または**500万円**以下の罰金

★愛護動物を遺棄・虐待した場合

1年以下の懲役または**100万**以下の罰金

連絡先

目黒区保健所生活衛生課生活環境係
5 7 2 2 - 9 5 0 5

